

# REPORT 2008

ハーベスト・フューチャーズ

ディスクロージャー誌



## 【はじめに】

本書は、平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 20 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 19 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
- 「子会社の状況」 当社の子会社の出資比率、主要な事業内容等を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（※）}}{\text{リスク額（※）}} \times 100$$

（※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

##### (b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（※）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額 ( ※ )}} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負 債 合 計 額}}{\text{純 資 産 額 ( ※ )}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流 動 資 産 額}}{\text{流 動 負 債 額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

#### 4. 追加開示情報

平成 20 年 3 月期以降に生じた事項及び最新の状況を記載しています。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名	株式会社ハーベスト・フューチャーズ
代表者名	代表取締役社長 寒河江 亮一
所在地	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 11 番 14 号 (〒150 - 0002)
電話番号	03 - 3407 - 8271 (代)
ホームページ	<a href="http://www.harbest.co.jp/">http://www.harbest.co.jp/</a>

### ② 会社の沿革

当社は、商号を「株式会社真下商店」として、昭和 27 年 10 月 10 日東京都江東区佐賀 1 丁目に資本金 300 万円で設立いたしました。

年 月	概 要
昭和 27 年 10 月	株式会社真下商店設立 東京穀物商品取引所に商品仲買人の登録
昭和 30 年 10 月	資本金を 450 万円に増資
昭和 36 年 3 月	資本金を 800 万円に増資
昭和 40 年 10 月	資本金を 1,200 万円に増資
昭和 43 年 7 月	資本金を 2,000 万円に増資
昭和 44 年 3 月	商号を真下商事株式会社に変更し、東京都渋谷区渋谷 2 丁目に移転 資本金を 2,500 万円に増資
昭和 44 年 4 月	資本金を 4,800 万円に増資
昭和 45 年 1 月	事業目的にゴム繊維関連の売買仲介を追加
昭和 45 年 3 月	福井人絹取引所に会員加入
昭和 46 年 1 月	商品取引所法の改正により東京穀物商品取引所農産物市場における商品取引員としての許可を取得
昭和 50 年 12 月	福井人絹取引所閉鎖に伴い退会
昭和 51 年 1 月	仙台支店開設
昭和 51 年 4 月	事業目的に金地金の売買及び有価証券並びに不動産への投資等を追加 いわき支店開設
昭和 51 年 12 月	東京ゴム取引所会員加入
昭和 53 年 9 月	本社を東京都渋谷区渋谷 1 丁目に移転
昭和 54 年 9 月	いわき支店閉鎖
昭和 55 年 8 月	前橋乾繭取引所繭糸市場における商品取引員としての許可を取得
昭和 55 年 9 月	資本金を 7,800 万円に増資
昭和 58 年 9 月	上野支店開設
昭和 59 年 10 月	資本金を 9,800 万円に増資
昭和 59 年 11 月	東京ゴム取引所、東京金取引所、東京繊維商品取引所の合併による東京工業品取引所の設立に伴い、同取引所会員加入
昭和 60 年 4 月	横浜支店開設
昭和 60 年 12 月	東京工業品取引所ゴム市場における商品取引員としての許可を取得
昭和 62 年 4 月	東京砂糖取引所会員加入
昭和 62 年 9 月	上野支店移転
昭和 63 年 11 月	新宿支店開設
平成元年 1 月	東京工業品取引所綿糸市場会員加入
平成 3 年 2 月	商号を株式会社ハーベスト・フューチャーズに変更 CI (コーポレートアイデンティティ) 導入
平成 3 年 3 月	大阪支店開設
平成 3 年 4 月	資本金を 3 億 380 万円に増資
平成 3 年 8 月	東京砂糖取引所砂糖市場における商品取引員としての許可を取得
平成 3 年 9 月	東京工業品取引所貴金属市場における商品取引員としての許可を取得

年 月	概 要
平成 5 年 10 月	東京工業品取引所綿糸市場における商品取引員としての許可を取得 東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所が合併
平成 6 年 11 月	新宿支店移転
平成 6 年 12 月	資本金を 5 億 1,646 万円に増資
平成 7 年 8 月	上野支店移転
平成 8 年 4 月	商品投資販売業の許可を取得（商品ファンド販売法人）
平成 8 年 5 月	事業目的を変更
平成 8 年 7 月	ホームページ開設
平成 8 年 8 月	事業目的にアルミニウムの売買を追加
平成 9 年 4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場における商品取引員としての許可を取得
平成 9 年 10 月	資本金を 7 億 2,304 万 4,000 円に増資
平成 10 年 7 月	横浜支店閉鎖
平成 10 年 10 月	横浜生絲取引所と前橋乾繭取引所の合併による横浜商品取引所の設立に伴い、同取引所における商品取引員としての許可を取得
平成 11 年 6 月	東京工業品取引所石油市場における商品取引員としての許可を取得 商品投資販売業の区分変更の許可を取得（商品ファンド協議法人） 事業目的に外国為替取引を追加
平成 11 年 7 月	名古屋支店開設
平成 11 年 9 月	外国為替証拠金取引「外為トレード」開始
平成 12 年 2 月	自社ビル取得に伴い、本社を現在地に移転 上野支店及び新宿支店閉鎖
平成 12 年 4 月	商品先物オンライントレード「ハーベストオンライン」開始
平成 12 年 7 月	仙台支店を現在地に移転
平成 12 年 9 月	東京工業品取引所綿糸市場廃止
平成 12 年 11 月	青山支店開設
平成 12 年 12 月	ニューヨーク事務所開設
平成 13 年 2 月	インターネット外国為替証拠金取引「e - 外為トレード」開始
平成 13 年 5 月	横浜商品取引所農産物市場における受託会員としての許可を取得
平成 13 年 9 月	米国同時多発テロによりニューヨーク事務所崩壊
平成 13 年 11 月	ニューヨーク事務所再開 名古屋支店移転
平成 14 年 12 月	事業目的に両替業を追加 関西商品取引所水産物市場における商品取引員としての許可を取得
平成 15 年 11 月	福岡支店開設
平成 15 年 12 月	青山支店を移転し品川支社として開設
平成 16 年 5 月	米国現地法人 HARB. Inc 設立
平成 16 年 11 月	資本金を 10 億円に増資
平成 17 年 2 月	株式会社グッドベスト（100%出資子会社）を東京都に設立
平成 17 年 3 月	改正商品取引所法の規定に基づき商品取引受託業務の許可を取得
平成 17 年 6 月	事業目的に金融先物取引及び生命保険の募集に関する業務を追加
平成 17 年 8 月	沖縄カスタマーセンター開設 アリコジャパンと保険募集代理店契約締結
平成 17 年 9 月	HARB. Inc 移転
平成 17 年 10 月	生命保険募集業務開始
平成 17 年 11 月	中国先物取引業者の南華期貨經紀有限公司と業務提携
平成 18 年 3 月	金融先物取引業の登録を受ける 東京金融先物取引所の為替証拠金取引及び為替証拠金清算の資格を取得
平成 18 年 7 月	商品投資販売業運用法人として許可変更
平成 18 年 9 月	Harbest Fund Management, Ltd.（100%出資子会社をケイマンに設立）
平成 18 年 10 月	JCCI コモディティインデックスファンド「地球のめぐみ」（自社組成ファンド）募集開始
平成 19 年 1 月	支店網統合（仙台支店、大阪支店、名古屋支店、福岡支店及び品川支社閉鎖）

年 月	概 要
平成 19 年 6 月	夢真証券株式会社（100%出資子会社）譲渡により取得
平成 19 年 8 月	関西商品取引所水産物市場受託会員脱退
平成 19 年 9 月	金融商品取引法に基づき金融商品取引業の登録を受ける
平成 19 年 12 月	ハーベスト証券株式会社（旧夢真証券株式会社）譲渡により売却

### ③ 会社の目的

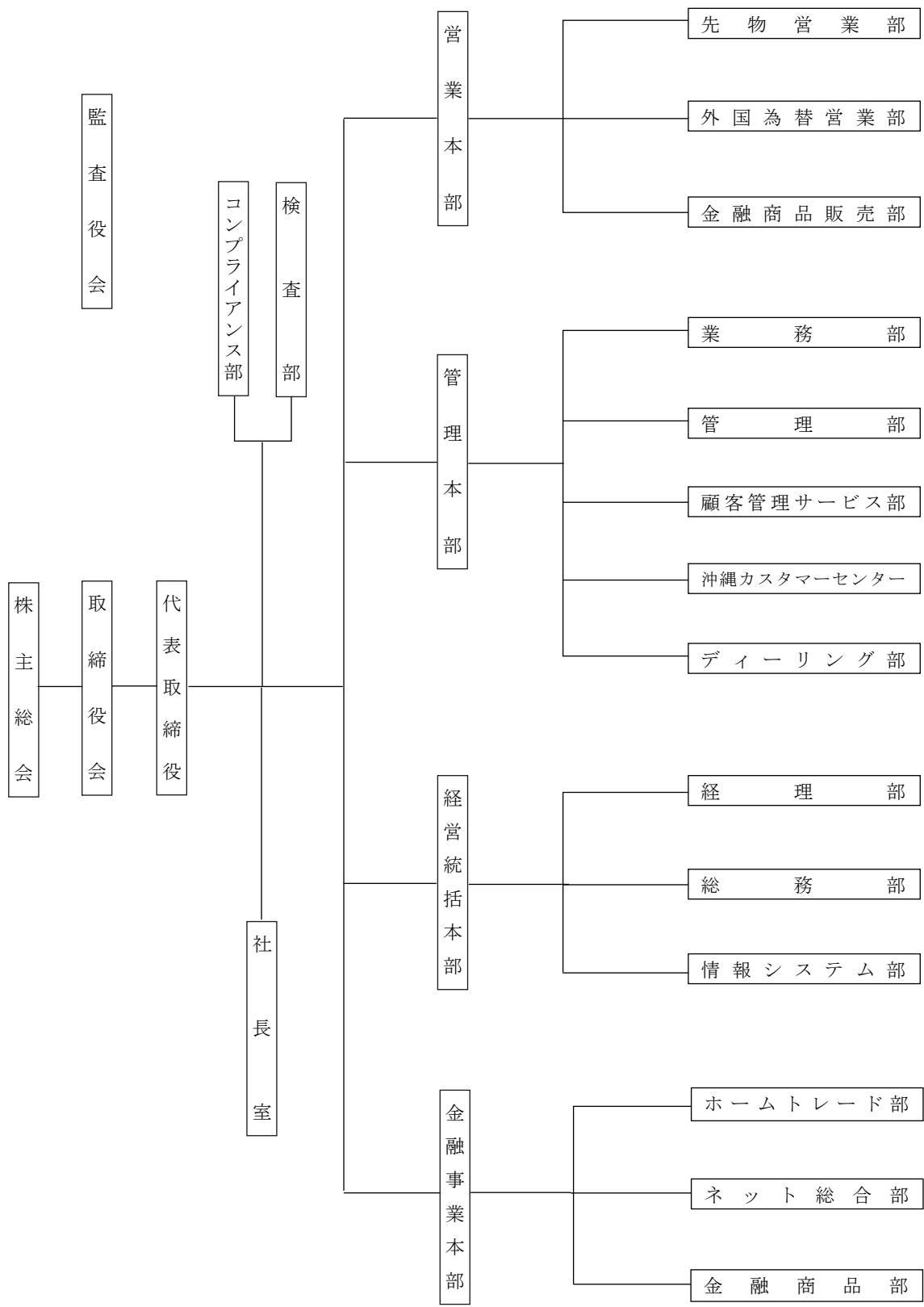
1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品の売買及び売買取引の受託
2. 商品取引所法第 2 条第 4 項の商品に係る売買の媒介、取り次ぎ若しくは代理及び輸出入並びに海外における事業及び投資
3. 商品投資に係る規制に関する法律に基づく商品投資契約の締結及び商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介並びに商品投資顧問契約に基づく特定商品投資
4. 有価証券並びに不動産への投資
5. アルミニウムの売買
6. 外国為替取引
7. 両替業
8. 金融先物取引業
9. 生命保険の募集に関する業務
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

（注）上記のうち\_\_\_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

#### ④ 事業の内容

##### (1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「16 総合第 1870 号」、経済産業省「平成 17・03・16 商第 1 号」)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	アルミニウム	石油	上場品目名
東京穀物商品取引所		○						一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸、大豆オプション、とうもろこしオプション
東京工業品取引所			○	○	○	○	○	粗糖、精糖、粗糖オプション 金、銀、白金、パラジウム、金オプション、金ミニゴム アルミニウム ガソリン、灯油、原油

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 外国為替取引業

金融商品取引法第 29 条に基づき登録を受けた金融商品取引業者であり、取引所為替証拠金取引「くりっく 365」及び店頭による外国為替証拠金取引「外為トレード」の取引を行っております。(登録番号：「関東財務局長(金商)第 288 号」)

ロ. 商品投資販売業

運用法人として、商品ファンドの組成、販売等を行っております。

(登録番号：「関東財務局長(金商)第 288 号」)

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 11 番 14 号	03-3407-8271
沖縄カスタマーセンター	沖縄県名護市字豊原 224 番地の 3	0980-50-0055



⑥ 財務の概要

決算年月 平成 20 年 3 月期

(a) 資本金	1,000,000 千円
(b) 純資産額 ※1	3,202,453 千円
(c) 総資産額	7,292,933 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,338,237 千円 ( 1,373,460 千円 )
(e) 経常損失	814,678 千円
(f) 当期純損失	1,437,089 千円

※1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

※2 千円未満は切り捨てて表示しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,641,300 株 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位 10 名)

氏名又は名称	持株数	出資比率
	千株	%
株式会社岡安	641	39.1
佐藤陽紀	217	13.2
ハーベストフューチャーズ従業員持株会	83	5.1
姫野健一	66	4.0
桐山共和	56	3.4
岡本安明	54	3.3
宮城一男	49	3.0
寒河江亮一	48	2.9
岡本昭治	46	2.8
佐藤太志	43	2.7
計	1,306	79.6

(注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 出資比率の表示単位未満の端数は四捨五入の上表示しております。

⑨ 役員の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	持株数
代表取締役 会 長	佐藤 陽紀 昭和 18 年 8 月 16 日	千株 217
代表取締役 社 長	寒河江 亮一 昭和 34 年 1 月 20 日	48
代表取締役	岡本 昭 昭和 2 年 5 月 28 日	37
取締役 (営業本部長 兼 外国為替営業部長 兼 金融商品販売部長)	姫野 健一 昭和 38 年 2 月 21 日	66
取締役 (管理本部長 兼 ディーリング部長)	菅野 逸夫 昭和 30 年 1 月 19 日	36
取締役 (経営統括本部長 兼 社長室長)	宮城 一男 昭和 33 年 5 月 23 日	49
取締役 (非常勤)	岡本 安明 昭和 31 年 8 月 25 日	54
監査役 (常 勤)	桐山 共和 昭和 24 年 11 月 9 日	56
監査役 (非常勤)	岡本 みどり 昭和 39 年 5 月 28 日	5
監査役 (非常勤)	鎌倉 鐵治 昭和 13 年 1 月 26 日	6
計	10 名	577

- (注) 1. 取締役のうち、岡本安明氏は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、岡本みどり氏及び鎌倉鐵治氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。  
 3. 持株数の千株未満は切り捨てて表示しております。

⑩ 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

	総計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	106人	98人	8人	45人	61人
平均年齢	35.2才	35.8才	26.7才	33.5才	36.4才
平均勤続年数	5.9年	6.3年	1.6年	6.8年	5.3年
外務員数	88人	83人	5人	—	—

⑪子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社グッドベスト	10,000千円	100%	不動産の賃貸・管理
Harbest Fund Management, Ltd.	250米ドル	100%	匿名組合の管理運営

- (注) 1. HARB, Inc. は平成19年4月20日に解散いたしました。
2. 平成19年6月28日に株式(100%)を取得した夢真証券株式会社(同年8月1日にハーベスト証券株式会社へ商号変更)は同年12月27日に株式譲渡(100%)したため、子会社及び関連会社でなくなりました。

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社の社名のハーベスト（HARBEST）は、HEART（こころ）・BEST（最善）・HARVEST（収穫）をひとつにしたものです。「こころを込め、ベストを尽くすことによって、豊かな収穫をもたらす」当社の企業理念そのものです。

また、ふたつの円を『H』で結んだコーポレートマークは、円それぞれが宇宙と地球、人と人を象徴し、「限りなき発展」と「信頼関係」を表しています。

『H』はHARBESTのイニシャルであり、HARMONY（協調）のシンボルでもあります。

当社は、資産運用サービス企業として「お客様とともに」を合言葉に、「信用と信頼の確立」を具体化するため、CSR（企業の社会的責任）を経営の基本として広く社会の発展に貢献する所存であります。

### ② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、原油高、食料価格高、賃金の低迷など家計にとっては逆風が強く個人消費は伸び悩み気味である一方、米国向けの低調を新興国・資源国向けが補う形で輸出は堅調な伸びを維持しました。米国発のサブプライム問題が先行きの不透明感を強め、景気後退懸念がある中、力強くはないものの戦後最長の景気拡大が続きました。

当業界では、新興国の経済成長や人口増加、バイオエネルギーの需要増、地球温暖化の影響と考えられる干ばつなどにより国際商品市況が高騰し、さらに、サブプライム問題が端を発した金融市場の混乱により行き場の失った投機資金が流入して高騰を加速させました。海外とは対照的に、国内市場では勧誘規制の強化などから出来高は下降線の一途をたどり、取引員の撤退、取次員への業態転換、グループ及び異業種企業との統廃合が相次ぎ、平成19年度の全国4商品取引所の合計出来高は前年度比16.4%減の7,107万枚で4期連続の減少となりました。

### ③ 営業の経過及び成果

このような環境のもと、当社はお客様満足度の向上及び信頼関係強化に努め、健全経営と企業価値向上を目指してまいりました。

為替証拠金取引において口座数及び売買高の増加に伴い手数料収入が前期比60.2%増の169,880千円となったものの、主力の商品先物取引において委託売買高が576,949枚（前期比33.1%減）と低迷したことから手数料収入も1,202,353千円（前期比30.8%減）と落ち込み、手数料収入全体では前期比25.5%減の1,373,460千円となりました。

自己ディーリングも35,222千円の売買損（前期は222,300千円の売買益）と振るわず、営業収益は35.2%減の1,338,237千円となりました。

前期に実施した営業拠点統合や従業員削減をはじめとする低コスト体制の取り組みの効果から、販売費及び一般管理費を前期比19.7%削減いたしました。営業損失は25.1%増の890,476千円となりました。

固定資産の減損処理を実施し、繰延税金資産を全額取り崩した結果、経常損失は814,678千円（前期比36.3%増）、当期純損失は1,437,089千円（前期比219.1%増）となりました。

当会計年度の商品先物取引の売買高の状況は次のとおりであります。

## (a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別	第56期
		(自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		646,272
砂糖市場		12,277
水産物市場		37
貴金属市場		443,978
アルミニウム市場		123
石油市場		73,850
ゴム市場		25,813
小計		1,202,353
オプション取引		
貴金属市場		-
小計		-
ポイントシステム		△1,373
外国為替証拠金取引		169,880
商品ファンド		2,599
合計		1,373,460

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
 2. 千円未満は切り捨てて表示しております。  
 3. ポイントシステムとは、電子取引「ハーベストオンライン」において、取引に応じて手数料が還元されるサービスです。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第56期
		(自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		△26,008
砂糖市場		426
水産物市場		-
貴金属市場		△6,952
アルミニウム市場		-
石油市場		△3,317
ゴム市場		630
小計		△35,222
外国為替証拠金取引		-
合計		△35,222

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。  
 2. 消費税は含まれておりません。  
 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内 訳	第56期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		378,834	17,942	396,776
砂糖市場		4,312	195	4,507
水産物市場		72	-	72
貴金属市場		106,905	273,694	380,599
アルミニウム市場		330	-	330
石油市場		48,144	22,430	70,574
ゴム市場		35,659	9,990	45,649
小計		574,256	324,251	898,507
オプション取引				
貴金属市場		-	-	-
小計		-	-	-
合計		574,256	324,251	898,507

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

## ④ 当社が対処すべき課題

当業界はグローバル化時代の国際競争力ある市場を目指し、クリアリング制度強化、24時間取引進展、取引所システム高速化など課題が多く、市場環境は今後さらに大きく変わろうとしています。

このような状況の下、当社は組織体制の変革に取り組み、お客様のニーズと経営環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する企業体質の強化を進めてまいります。

## ⑤ 受託業務管理規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この受託業務管理規則(以下「本規則」という。)は、株式会社ハーベストフューチャーズ(以下「当社」という。)の適正な受託業務を確保するために、受託業務に係る諸手続を定めるとともに、受託業務に係る社内管理体制の整備及びその適正且つ公正な運営に必要な事項を定めるものである。

(制定及び改廃)

第2条 本規則の制定及び改廃は、取締役会決議をもってこれを行うものとする。

### 第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 本社に管理部及び顧客管理サービス部を置く。

(管理部)

第4条 管理部に以下の者を置く。

- (1) 部長・次長
- (2) 部員(課長その他の役職を含む)
- 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。但し、顧客管理サービス部を兼務する事を妨げない。
- 3 管理部長の職務は、以下のものとする。
  - (1) 管理部組織体制の統括管理
  - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
  - (3) 登録外務員の監督・教育・指導
- 4 管理部次長は、管理部長が存しない場合には前条の職務を果たすものとし、管理部長が存する場合には、管理部長の職務を補佐するものとする。
- 5 管理部員は、管理部長及び管理部次長の指示に従って、営業の管理を行うものとする。

(顧客管理サービス部)

第5条 顧客管理サービス部に以下の者を置く。

- (1) 部長・次長
- (2) 部員(課長その他役職を含む)
- 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。但し、管理部を兼務する事を妨げない。
- 3 顧客管理サービス部長の職務は、以下のものとする。
  - (1) 顧客の審査
  - (2) 顧客満足度の把握
  - (3) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処理
- 4 顧客管理サービス部次長は、顧客管理サービス部長が存しない場合には前条の職務を果たすものとし、顧客管理サービス部長が存する場合には、顧客管理サービス部長の職務を補佐するものとする。
- 5 顧客管理サービス部員は、顧客管理サービス部部長及び顧客管理サービス部次長の指示に従って、顧客管理サービスを行うものとする。

(管理部・顧客管理サービス部)

第6条 管理部員・顧客管理サービス部員の職務は以下のものとする。  
管理部長及び顧客管理サービス部長の職責を補佐する。

(総括管理責任者等)

第7条 当社に、以下の総括管理責任者等を置く。

- (1) 総括管理責任者
- (2) 副総括管理責任者
- (3) 統括管理責任者
- (4) 顧客管理者

(総括管理責任者及び副総括管理責任者)

第8条 本社に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置く。

- 2 総括管理責任者は、取締役管理本部長とする。
- 3 副総括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。

- 4 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 総括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
  - (1) 管理の最終責任者として管理体制全体を総括すること
  - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ最終決定を行うこと
  - (3) 原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る最終審査をおこなうこと
  - (4) 受託業務に係る管理状況を取締役に報告するとともに、管理方針の大綱を策定すること
  - (5) 営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
  - (6) 苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
  - (7) 3か月に1回以上受託業務管理責任者会議を開催し、主催すること
  - (8) この規則に違反した者に対する社内制裁に関して取締役会に対して意見を具申すること
- 6 副総括管理責任者は、総括管理責任者に事故があり又は不在等により職務を果たすことができない場合に、総括管理責任者の職務及び権限を代行することができる。但し第5項、第3号の代行については、速やかに総括管理責任者の審査を受け承認を得るものとする。

(統括管理責任者)

第9条 本社に、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、本社管理部長又はそれに準ずる者とする。
- 3 統括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4 統括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
  - (1) 管理の責任者として管理体制全体を統括すること
  - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ決定を行うこと
  - (3) 通常審査の最終審査を行なうこと
  - (4) 営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
  - (5) 苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと

(顧客管理者)

第10条 本社の管理部及び顧客管理サービス部に、顧客管理者を置く。

- 2 顧客管理者は、管理部及び顧客管理サービス部員の中から、統括管理責任者が指名するものとする。
- 3 顧客管理者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4 顧客管理者の職務は、以下のとおりとする。
  - (1) 顧客の適格性に関する第一次審査
  - (2) 前号の審査の結果適格性を有すると判断した者について、統括管理責任者への報告及び資料送付
  - (3) 顧客からの苦情等への対応及びその対応結果の統括管理責任者への報告
  - (4) その他顧客の満足度に係る事務

### 第3章 顧客の勧誘

(適正な勧誘の遂行)

第11条 顧客管理者は、登録外務員の顧客に対する勧誘状況を常時監視し、登録外務員の指導を徹底して適正な勧誘が行われるようにしなければならない。

(顧客への告知)

- 第12条 登録外務員は、勧誘に先立って、顧客に対して、当社の商号、部店名、登録外務員の氏名及び商品先物取引についての委託の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか否かを予め確認しなければならない。
  - 2 登録外務員は、前項の告知の記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所、告知した登録外務員の氏名等を当社所定の「告知記録書」に記入しなければならない。
  - 3 顧客管理者は、前項の「告知記録書」を審査するものとする。
  - 4 顧客管理者は、「告知記録書」を再審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但し、契約締結に至らなかった顧客の「告知記録書」については、この限りではない。

(勧誘を受ける意思の有無の確認)

- 第13条 登録外務員は、前条第1項の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか、否かを予め確認しなければならない。
  - 2 登録外務員は、前項の意思確認の記録として、確認した顧客の氏名、確認した日時・場所、確



認した登録外務員の氏名等を当社所定の「意思確認記録書」に記入しなければならない。

- 3 顧客管理者は、「意思確認記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但し、契約締結に至らなかった顧客の「意思確認記録書」については、この限りではない。

(再勧誘の禁止)

- 第14条 登録外務員は、勧誘を明確に断った者に対しては、継続し又はその後勧誘を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、提出された「意思確認記録書」中の、勧誘を明確に断った者について「勧誘拒否者リスト」により登録外務員に徹底しなければならない。
  - 3 登録外務員は、自己の勧誘に係ると否とにかかわらず、「勧誘拒否者リスト」に掲載された者に対しては、その方法を問わず再勧誘をしてはならない。

(迷惑な勧誘行為の禁止)

- 第15条 登録外務員は、午後10時から午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間、場所及び方法により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合は、この限りではない。
- 2 登録外務員は、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行い又は顧客に対し威迫し、困惑させ若しくは不快・不安の観念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。
  - 3 前項にいう「長時間に亘る勧誘」とは、1回当たり3時間を目安とする。

(法定禁止行為の監視)

- 第16条 登録外務員は、勧誘に際して法定禁止行為を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が断定的な判断を提供し又は利益保証・損失補填の約束をするなど新規参入の勧誘に際しての法定禁止行為が行われないよう登録外務員を常時監視するとともに、その指導を徹底しなければならない。

#### 第4章 適格性の審査手続

(口座開設申込書)

- 第17条 登録外務員は、顧客に対して、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下の事項について、当社所定の「口座開設申込書」により情報の開示を求め、審査のために顧客管理者に提出しなければならない。
- 2 「口座開設申込書」の記載事項は以下のものとする。
    - (1) 個人について
      - ① 氏名
      - ② 住所
      - ③ 電話番号
      - ④ 年齢
      - ⑤ 生年月日
      - ⑥ 家族構成
      - ⑦ 住居の所有形態
    - (2) 職業について
      - ① 会社名
      - ② 会社住所
      - ③ 会社電話番号
      - ④ 役職
      - ⑤ 業種
      - ⑥ 勤続年数
    - (3) 資金等について
      - ① 年収
      - ② 金融資産
      - ③ 投資可能資金額
    - (4) 商品先物取引の経験について
    - (5) その他の投資経験について
    - (6) 受託契約を締結する目的について
    - (7) 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、原本の提示を求めた上でその写しの提出を受けるものとする。
  - 3 前項における「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等

(取引証拠金、追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金など取引に必要となるすべての証拠金)として差入れが可能であると顧客が判断する資金の総額であり、その額は損失が発生したときは減額されるものとし、登録外務員はこの旨を顧客にわかり易く説明し、十分な理解を得た上で申告を受けるものとする。

- 4 法人名義口座の本人確認書類は、法人代表者の前項(7)の書面のいずれかと当該法人の登記簿謄本、代表者登録印鑑証明書とする。但し、代理人を定めたときは、これらの書面に加え、代理人の(7)の書面のいずれかと代表者の署名・捺印がある当該法人の委任状の提出を受けるものとする。
- 5 顧客管理者は、第21条に定める原則不適格者の契約申込を審査するために、第22条第2項に定める書面は登録外務員を通じて徴求しなければならない。
- 6 登録外務員は、顧客による「口座開設申込書」の記入に際して、顧客を誘導してはならない。

(審査の手続)

- 第18条 顧客管理者は、前条に基づき「口座開設申込書」の提出を受けたときは、速やかに当社所定の「顧客カード」を整備しなければならない。
- 2 顧客の審査は、営業部門から独立した三審制によるものとする。
    - (1) 一次審査は、顧客管理者が行う。
    - (2) 二次審査は、一時審査で適格と判断された顧客について、統括管理責任者が行うものとし、最終審査とする。但し、例外的措置等をとる場合は三次審査に回付する。
    - (3) 三次審査は二次審査で例外的措置が必要と判断された顧客について総括管理責任者が行うものとする。
  - 3 前項の審査は「顧客カード」に基づいて第20条～23条に定める基準に従って行うものとし、審査を行った者は、適否の判断根拠を含めた審査結果をそれぞれ「顧客カード」に記入しなければならない。
  - 4 顧客管理者は、「顧客カード」に記載された情報を最新の内容に保つために、面会又は電話等により直接に情報を入手しあるいは登録外務員から適宜状況を聴取し、当該結果を顧客カードの属性変更欄に記載するものとする。
  - 5 統括管理責任者は、審査の結果(審査により設定された受託条件や取引制限等がある場合にはその条件や制限等を含む)を顧客に対して通知するものとする。

(顧客情報の管理)

- 第19条 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、総括管理責任者が取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の情報については、この限りではない。
- 2 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報保護規定」に従って管理されなければならない。

## 第5章 審査の基準

(絶対不適格者)

- 第20条 当社は、以下の者を絶対的不適格者とし、いかなる事由があろうとも勧誘及び受託を一切行わないものとする。
- (1) 委託の勧誘を受けることを拒否する旨を明確に示した者
  - (2) 商品先物取引に関わる知識、締結する目的又は判断能力等の適合性に欠ける以下の者
    - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
    - ② 精神障害、知的障害及び認知症状が明確に認められる者
    - ③ 知識及び特性の認識を著しく欠く者
  - (3) 取引資金に適合性を欠く以下の者
    - ① 生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
    - ② 破産者で復権を得ない者
    - ③ 借入によって取引を行なおうとする者
  - (4) 過去に商品取引事故を恣意的に惹起し若しくは惹起する恐れがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
  - (5) 75歳以上の高齢者
  - (6) 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある者
  - (7) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役職員又はその者と生計を一にする者
  - (8) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者)

第21条 以下の者を原則不適格者とし、当社は原則として勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 70歳以上の高齢者
- (2) 以下の法人又は財団等において金銭又は有価証券等の取扱いに係わる者(以下「公金取扱者等」という。)
  - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関
  - ② 国・地方公共団体及びその他の公益機関
  - ③ 会社・法人等(経理担当者その他直接に金銭又は有価証券等を取り扱う者に限る)
- (3) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(以下「年金等生活者」という)但し、「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう
- (4) 年収が500万円に満たない者
- (5) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者
- (6) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
- (7) その他、前記各号に準ずる者

(原則不適格者の例外的取扱)

第22条 前条に該当する者から委託の申込があった場合には、以下の要件を満たす者については、第18条第2項第3号に定める審査によって勧誘又は受託を認めることがある。

- (1) 70歳以上の高齢者については、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験(直近の3年以内に延べ90日以上)があると認められ、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることが客観的に確認できること
  - (2) 公金取扱者等、年金等生活者及び年収500万円未満の者については、顧客が申告した投下可能資金額を裏付ける資産を有していることが客観的に確認できること
  - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者については、新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない額であり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有すること。
  - (4) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、それに支障のないことが客観的に確認できること
- 2 前項(1)号乃至(4)号の者に勧誘又は受託が認められるためには、前項各号の要件を満たすことに加えて、以下の内容を自筆で記載した書面が提出されていなければならない。
- (1) 自己が前条の原則不適格者に該当する者であることを承知しており且つその趣旨を理解しているとともに、この例外要件を自ら満たすことについて確認している旨
  - (2) 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限枠を設定する場合には、その枠内で取引することを承諾する旨

(継続委託者の適格性について)

第23条 当社は、取引期間中に顧客が第20条又は第21条に該当することとなり又は該当していることが判明した場合には、以後の新たな取引を受託しないものとし、顧客管理者は取引を速やかに解消するよう努めなければならない。但し、第21条に該当することとなり又は該当していることが判明した者であって取引の継続を希望する者については、前条の審査基準を適用して取引の継続を認めることができる。

## 第6章 契約時の説明と確認

(説明義務)

第24条 顧客管理者は、登録外務員が商品先物取引の基本契約の締結を勧誘する際には、「受託契約準則」、「取引証拠金取扱特約」及び「商品先物取引-委託のガイド」を交付し、証拠金等に関する取扱特約等があれば、これらを用いて、第2項の(1)及び(2)を説明し、理解の確認を書面により行ったうえで、その後に第2項(3)及至(5)を説明し、その理解の確認を書面により行う。また、「リスク・マネジメント」その他当社所定の説明資料を勧誘に先立ってその勧誘を受ける者に交付するよう徹底しなければならない。

2 顧客管理者は、登録外務員が前項に定める書面の記述や図面の該当箇所を示し且つ具体例も示しながら、勧誘を受ける者が以下の全てについて理解するのに十分な説明を行うよう常時監視するとともに、日常の指導を徹底しなければならない。

- (1) 商品先物取引では、総取引総代金が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の変動幅が小さくても取引全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン

- 取引である旨
- (2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金等の額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨
  - (3) 手数料及び消費税並びにその徴収時期及び方法
  - (4) 取引証拠金等の制度の内容及び習熟期間における取引証拠金取扱特約等があればその内容について
  - (5) その他「委託のガイド」に記載された商品取引所法第217条第1項第3号及び第4号(同法施行規則第104条に定める事項)に定める事項

(確認)

- 第25条 登録外務員は、前条の定めに従った書面の交付及び説明の理解状況を確認するために、勧誘を受けた者に「口座開設申込書」にその旨を記載してもらった上で交付を受け、顧客管理者に提出しなければならない。
- 2 顧客管理者は、前項に基づいて提出された「口座開設申込書」の当該箇所を確認するとともに、正確を期すために必要な場合には、「口座開設申込書」に記入した者に対して、電話等により更に確認しなければならない。
  - 3 本条第1項における「口座開設申込書」は、顧客の適格性を判断するために用いられなければならない。

## 第7章 契約の締結

(審査と取引の開始)

- 第26条 顧客管理者は、第18条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査の結果の通知を受ける前に、約諾書を徴求したり、取引証拠金等の預託を受けたり、注文を受けないよう登録外務員に徹底しなければならない。
- 2 前項を実施するにあたっては、顧客の要望等は一切考慮してはならないものとする。
  - 3 勧誘過程において顧客が適格性を有しないと判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする

(契約及び受注)

- 第27条 商品先物委託契約は、第18条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査の結果を顧客に通知した後に、当該通知内容を承諾した顧客からの約諾書の差入れを受けることより成立するものとする。
- 2 委託契約の成立後の建玉については、取引証拠金等の入金又は入券の確認後に行うものとする。

## 第8章 新規顧客の保護育成

(新規顧客の定義)

- 第28条 以下の者を、「新規顧客」とする。
- (1) 商品先物取引の未経験者
  - (2) 当社及び他社での商品先物取引の経験が、口座開設申込書の受領前3年以内に延べ3カ月に満たない者
- 2 顧客管理者は、前項の経験の有無等に関する第一次審査を口座開設申込書の記載及び登録外務員への事情聴取等により行い、その結果を統括管理責任者に報告をするものとする。
  - 3 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、前項の手続により審査して最終的に「新規顧客」に該当するか否かを決定するものとする。
  - 4 第2項及び前項の判断については、統括管理責任者は「新規顧客簿」にその審査記録についてその根拠を含めて記入し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録については、この限りではない。

(保護育成措置)

- 第29条 当社は、「新規顧客」について、その育成と保護の徹底を図るため、次条から第33条に掲げる措置及び別に定める保護措置を講ずるものとする。

(習熟期間の設置)

- 第30条 当社は、「新規顧客」が取引の仕組みや危険性等について、実際の取引を通じて理解を深めて習熟するために、取引の開始から原則として3カ月間の習熟期間を設けることとする。
- 2 前項にかかわらず、当社は、直近の3年以内に延べ90日間にわたり商品先物取引の経験がある「新規顧客」についても、習熟期間を3カ月未満に設定することができる。

- 3 前項の設定の可否に係る審査は、総括管理責任者が、口座開設申込書の記載、登録外務員への事情聴取及び「新規顧客」への確認等により商品先物取引の経験を確認した上で行うものとする。
- 4 総括管理責任者は、前項の審査の根拠及び結果を「新規顧客簿」に記録し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録については、この限りではない。

(習熟期間の解除又は延長)

- 第31条 顧客管理者は、習熟期間満了予定の顧客につき、取引に十分習熟したものと別に定める習熟期間解除基準に従って客観的に判定したときは、当該期間満了日をもって習熟期間の解除を統括管理責任者に求めることができる。
- 2 前項の申請は、当該顧客が自筆で記入した当社所定の申請書により行うものとする。
  - 3 統括管理責任者は、申請があった顧客が取引に十分習熟したものと客観的に判定したときは、習熟期間を解除することができる。
  - 4 統括管理責任者は、当該顧客に対して習熟期間の解除又は不解除についての審査結果とその理由、及び条件が付された場合はその事由と内容を通知するものとする。

(習熟期間中の取引資金制限)

- 第32条 当社は、「新規顧客」が適正な資金によって習熟目的を実現するために、習熟期間中においては、以下のように取引資金の制限を設けることとする。
- (1) 習熟期間中の顧客から取引のために預託を受ける取引本証拠金の総額は、投資可能資金額の三分の一を超えてはならない。
  - (2) 前号の基準となる投資可能資金額とは、第17条第3項で規定する額であり取引によって発生した損失(値洗いを含む)の通算額は当該投資可能資金額から控除したうえで累積の手数料及び消費税額を控除した額をいう。
- 2 習熟期間中における投資可能資金額の増額変更は認めない。
  - 3 委託者から取引制限を越える取引を求められた場合には、商品先物取引に習熟していること、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、及びその例外要件を理解しているとともに自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受け、当該委託者が商品先物取引に習熟しているかを客観的に判断したうえで、総括管理責任者の最終判断で承認された場合に限り(1)の投資可能資金額の三分の一を超える取引量を受託することができる但し投資可能資金額を超えてはならないこととする。

(習熟期間中の保護育成)

- 第33条 顧客管理者は、「新規顧客」が習熟期間中の実践的な取引を通して、取引の仕組みやリスク、損益や取引資金の計算方法及び売買の手法等の理解を深め、適正な資金の範囲内で自らの判断と責任において取引をするよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。
- 2 顧客管理者は、習熟期間中は原則として月1回(合計3回)の顧客面談等により、以下の各号についての理解度確認調査を行うとともに、理解不足の事項については、補足説明をして理解させなければならない。
    - ① 「受託契約準則」及び「商品先物取引—委託のガイド—」の内容についての理解状況
    - ② 損益発生仕組み及び損益計算方法の理解状況
    - ③ 取引資金の状況把握及びその計算方法の理解状況
    - ④ 売買報告書等の見方の理解状況
    - ⑤ 予測が外れた場合の対処方法と資金繰り、価格変動に伴うリスクの増幅・縮小の具体的な理解状況
    - ⑥ 自己責任原則の理解状況
    - ⑦ その他前記各号に準ずる事項

## 第9章 習熟顧客の取引管理と事故防止

(売買状況の管理)

- 第34条 顧客管理者は、習熟期間終了後の顧客(以下「習熟顧客」という。)について、その売買内容、建玉内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等の取引状況を常に監視し、顧客の健全な取引の維持を図るために登録外務員を指導するものとする。
- 2 顧客管理者は、定期残高照合回答書等が顧客から適宜回収されるよう登録外務員を指導しなければならない。

- 3 顧客管理者は、前項の定期残高照合回答書等に顧客の疑義、不満等が示された場合速やかに事実関係を確認し、必要に応じて統括管理責任者と協議して対処しなければならない。

(取引資金の適合性管理)

第35条 当社は、習熟顧客に取引資金に適合した健全な取引の維持を図るために、以下のように取引資金の制限を設けるものとする。

- (1) 顧客から取引のために預託を受ける取引証拠金等の実質総額は、原則として投資可能資金額を超えないものとする。
- (2) 75歳以上の高齢者、年金等生活者及び年収500万円未満の者を除く原則不適格者たる顧客が投資可能資金額の増額変更を希望する場合には、顧客管理者及び統括管理責任者は、顧客自筆の変更申出書とともに、知識及び資産の客観的な裏付け資料を当該顧客から徴するなどして、取引規模に応じた適格性の確認を行い、総括管理責任者に提出しなければならない。
- (3) 投資可能資金額の増額変更は、総括管理責任者が可否を決定するものとする。
- (4) 投資可能資金額を超える入金がある場合には、総括管理責任者が可否を決定するものとする。
- (5) 統括管理責任者は、前2号の審査結果(条件等が付された場合はその条件等を含む)を当該顧客に通知して確認しなければならない。
- (6) 顧客管理者は、前号の通知及び確認の前に、投資可能資金額を超える取引を顧客に行わせてはならない。

(売買注文等の指示時における意思確認)

第36条 顧客管理者は、顧客の売買注文等の意思確認及びその注文執行の報告等につき、登録外務員に業務日誌への記帳を徹底させなければならない。

- 2 顧客管理者は、注文執行の報告及び管理上特に重要と判断する顧客からの指示や顧客への報告等について、登録外務員に会話を録音し記録するよう指示するものとする。
- 3 顧客管理者は、前2項の業務日誌及び電話録音記録を5年間保管しなければならない。
- 4 顧客管理者は、商品取引所法令で勧誘を禁止される両建を顧客から受託するときは、当該顧客自身の判断に基づく委託である旨の自筆の申出書を徴しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第37条 当社は、公金等取扱者の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 公金等取扱者等の取引証拠金等の実質的な預託額が習熟期間における投資可能資金額の三分の一又は習熟認定後の投資可能資金額を超えることが予測される場合には、顧客管理者は当該顧客と面談し、客観的な裏付けをもって取引資金の内容を確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金である旨の自筆の申出書を徴した上で統括管理責任者に報告するものとする。
  - (2) 受託の継続及び習熟後の投資可能資金額の増額の可否については、前号による報告を受けた統括管理責任者の申請に基づき総括管理責任者が決定するものとする。
  - (3) 本項第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金及び入金に係わる売買注文を受けないものとする。
- 2 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、前項を適用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

第38条 公金取扱者等の取引又は前条第2項に該当する取引において以下が認められるときには、顧客管理者は不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開始するものとする。

- (1) 前条第1項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の申込があったとき
  - (2) 前条第1項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき
  - (3) 1回の入金額が、年収相当額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき
  - (4) 入金頻度や入金経路等、入金状況に疑念がある場合
- 2 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、顧客管理者が当該顧客と面談し、以下のように対応するものとする。
- (1) 面談においては、当該顧客からの投資資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。

- (2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない事情についてさらに調査を進め、資金の解明を図るものとする。
- (3) この調査にあたっては、登録外務員からも事情聴取するものとし、登録外務員は調査に協力しなければならない。
- 3 顧客管理者は、本条第1項の調査結果を遅滞なく統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はその報告を速やかに総括管理責任者に伝えるものとする。
- 4 不正資金の流入防止に係る調査の結果に基づき、当社は以下の措置をとるものとする。
  - (1) 当該顧客が取引資金の裏付となる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けないものとする。
  - (2) 顧客管理者は、仕切りに係る取引を除き、以後の勧誘・受託を登録外務員に行わせてはならない。
- 5 第2項の調査をしたときは、顧客管理者は記録を作成し、10年間これを保存するものとする。
- 6 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、顧客管理者は、当該顧客に対し速やかに取引を決済するように要請するとともに、その後の入金を取り扱わないよう登録外務員に徹底しなければならない。

(事故予防)

- 第39条 顧客管理者は、以下の場合においては、顧客及び登録外務員に確認して事実関係を把握しなければならない。
- (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
  - (2) 日常の監視により取引に疑念を抱いたとき
- 2 前項において苦情等を認識した場合に、顧客管理者は、当社所定の「苦情受付票」により速やかに統括管理責任者に取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の「苦情受付票」に基づき、主務大臣への「事故報告書」を提出しなければならない。

## 第10章 取引証拠金等

(取引証拠金等に係る措置)

- 第40条 当社は、取引証拠金等について以下のとおり定める。
- (1) 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額とする。
  - (2) 習熟期間中の取引証拠金等については「取引証拠金取扱特約」において定めるものとする。
  - (3) 取引証拠金等については原則として「直接預託」を採用する。但し差換預託をする場合には、「差換預託に係わる同意書」を顧客から徴するものとする。
  - (4) 追証が発生した場合の追徴額は、原則として「受託契約準則が定める額の最低額」とする。但し、追徴額については当社の裁量で「値洗いマイナス分」とすることができる。
- 2 顧客管理者は、前項の内容について顧客に十分且つ適切に説明するよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、取引証拠金等に係る内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(取引証拠金等の返還)

- 第41条 当社は、返還可能額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、原則として4営業日以内に返還するものとする。但し、「取引証拠金取扱特約」に定めた習熟期間準備証拠金を除く。
- 2 前項の請求を受けたとき、顧客管理者は、顧客の意思に反して返還を遅延し又は回避するための勧誘や説得を登録外務員に行わせてはならない。

(追証金等追加徴収に係る措置)

- 第42条 顧客管理者は、取引証拠金、取引追証金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の入金について商品取引所法令が定める入金期日を厳守させるよう営業外務員に指導を徹底しなければならない。
- 2 前項の未徴収又は未収金の回収責任者は、預託が必要となった時点における顧客管理者及び登録外務員とし、これらの者は、当該顧客並びに統括管理責任者と協議して適切且つ迅速な回収に努めなければならない。

(委託者との入出金に係る管理措置)

- 第43条 委託者との間の入出金は、原則として振込により行うものとする。なお、やむを得ず現金等の

授受を行う場合には統括管理責任者が委託者ごとにその必要性について個別に審査したうえで判断するものとする。

- 2 取引証拠金等を現金又は有価証券等の現物で受領する場合には、あらかじめ金額等を記載した当社所定の「取引証拠金預り証」の交付と同時に行うものとする。
- 3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、顧客管理者は当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について照合確認を行うものとする。
- 4 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者の承認を得るものとする。

## 第11章 委託手数料

(委託手数料額)

第44条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。

- 2 顧客管理者は、登録外務員が取引開始前に当社所定の手数料表を顧客に交付し、委託手数料額並びにその徴収時期及び方法について顧客の理解を得るよう十分に説明するよう徹底しなければならない。

(委託手数料の変更に係る措置)

第45条 統括管理責任者及び顧客管理者は、委託手数料の額や徴収方法等に変更があった場合には、顧客に周知せしめることとする。

## 第12章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

第46条 登録外務員は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法令、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)を行ってはならない。

- 2 顧客管理者は、日々の営業活動を通じて、登録外務員が禁止行為を行わないよう教育、監視及び指導を徹底しなければならない。
- 3 顧客管理者は、禁止行為が行われている疑いがあるときは、顧客との面談及び登録外務員からの事情聴取などにより速やかに事実確認を行い、禁止行為が認められた場合にはその旨を総括管理責任者に報告をしなければならない。
- 4 総括管理責任者は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底を図るものとする。

(制裁)

第47条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、就業規則第44条により懲戒に処す。

(付則)

1. 本規則は平成17年8月1日より実施する。
2. この改正は平成18年2月1日より実施する。
3. この改正は平成18年7月3日より実施する。
4. この改正は平成19年1月29日より実施する。
5. この改正は平成19年9月28日より実施する。
6. この改正は平成20年1月4日より実施する。



⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
85名	28名	24名	89名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,130名	471名	1,117名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数	18件	9件	1件	5件	1件	2件
前年度から継続している案件の件数	42件	0件	1件	20件	9件	0件
合計	60件	9件	1件	21件	14件	14件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から訴訟があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 2件	1件	1件
合計 2件	1件	1件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数	2件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計 2件	2件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

株式会社ハーベスト・フューチャーズ

#### 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,601,256</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,069,080</b>
現 金 預 金	1,369,781	預 り 証 拠 金	3,542,900
委 託 者 未 収 金	80,505	未 払 金	446,233
保 管 有 価 証 券	193,214	未 払 費 用	35,944
差 入 保 証 金	2,793,618	未 払 法 人 税 等	12,694
委 託 者 先 物 取 引 差 金	429,487	預 り 金	31,307
預 託 金	100,541		
金 銭 の 信 託	100,000	<b>特別法上の準備金</b>	<b>103,084</b>
未 収 入 金	441,809	商品取引責任準備金	102,109
そ の 他 の 流 動 資 産	101,223	金融商品取引責任準備金	975
貸 倒 引 当 金	△8,924		
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,691,676</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,172,165</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>203,674</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 物 及 び 設 備	127,863	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,290,718</b>
構 築 物	2,057	資 本 金	1,000,000
車 両	7,554	利 益 剰 余 金	2,290,718
器 具 及 び 備 品	28,315	利 益 準 備 金	250,000
土 地	37,884	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,040,718
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>108,136</b>	任 意 積 立 金	3,400,000
ソ フ ト ウ ェ ア	101,081	(役員退職積立金)	(150,000)
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,054	(別途積立金)	(3,250,000)
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,379,864</b>	繰越利益剰余金	△1,359,281
投 資 有 価 証 券	587,571	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△169,950</b>
関 係 会 社 株 式	10,028	そ の 他 有 価 証 券	
出 資 金	171,500	評 価 差 額 金	△169,950
長 期 差 入 保 証 金	440,869		
そ の 他 の 投 資 等	212,164		
貸 倒 引 当 金	△42,268		
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,292,933</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,120,767</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,292,933</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## ② 損益計算書

株式会社ハーベスト・フューチャーズ

**損 益 計 算 書**  
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
受取手数料	1,373,460	
売買損益	△35,222	1,338,237
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	2,228,714	2,228,714
<b>営業損失</b>		<b>890,476</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息配当金	71,255	
その他の営業外収益	37,998	109,254
<b>営業外費用</b>		
営業外費用	33,456	33,456
<b>経常損失</b>		<b>814,678</b>
<b>特別利益</b>		
商品取引責任準備金戻入額	280,000	
その他の特別利益	197	280,197
<b>特別損失</b>		
取引責任準備金繰入額	36,609	
その他の特別損失	176,976	213,585
<b>税引前当期純損失</b>		<b>748,067</b>
法人税、住民税及び事業税	8,825	
法人税等調整額	680,197	689,022
<b>当期純損失</b>		<b>△1,437,089</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株式会社ハーベスト・フューチャーズ

株主資本等変動計算書  
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					役員退職積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
前期末残高	1,000,000				250,000	150,000	3,250,000	77,808	3,727,808
当期変動額									
剰余金の配当									
役員賞与の支給									
別途積立金の取崩									
当期純利益								△1,437,089	△1,437,089
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計								△1,437,089	△1,437,089
当期末残高	1,000,000				250,000	150,000	3,250,000	△1,359,281	2,290,718

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価差額等合計	
前期末残高		4,727,808	11,648	11,648	4,739,456
当期変動額					
剰余金の配当					
役員賞与の支給					
別途積立金の取崩					
当期純利益		△1,437,089			△1,437,089
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△181,598	△181,598	△181,598
当期変動額合計		△1,437,089	△181,598	△181,598	△1,618,688
当期末残高		3,290,718	△169,950	△169,950	3,120,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### ④ 個別注記表

##### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

###### (2) 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (3) その他の有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

###### 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

###### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

###### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

###### (2) 無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### (3) 長期前払費用

均等償却によっております。

###### 4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

###### 5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

###### (2) 商品取引責任準備金

商品取引所法第221条第1項の規定に基づき計上しております。

###### (3) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項の規定に基づき計上しております。従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、金融商品取引責任準備金として計上しております。

###### 6. 収益の計上基準

###### (1) 受取手数料

###### ①商品先物取引に係る受取委託手数料

商品取引所における約定日に計上しております。

###### ②商品ファンド販売手数料

取引約定日に計上しております。

###### ③為替証拠金取引に係る受取委託手数料

取引約定日に計上しております。

###### (2) 売買損益

###### 商品先物取引損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

###### 7. リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、未払消費税等は貸借対照表上、流動負債の「未払金」に含めて表示しており、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 305,215千円
2. 保証債務  
関係会社の金融機関からの借入に対し、保証を行っております。  
株式会社グッドベスト 679,600千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 10,000千円  
長期金銭債権 230,061千円  
短期金銭債務 97,067千円
4. 取締役に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 64,000千円  
長期金銭債権 1,120千円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高  
売上高 933千円  
その他の営業取引高 105,239千円  
営業外取引高 7,643千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 1,641,300株

V. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関係会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)グッドベスト	所有 直接100%	不動産賃借等 役員の兼任	不動産賃借 資金貸付 利息受取 情報料支払 Webサイト管理委託	86,028 56,000 733 12,000 5,486	長期差入保 証金 その他の流 動資産 長期貸付金	64,050  10,000 62,000
会社	Harbest Fund Management, L td.	所有 直接100%	商品ファンド 出資 役員の兼任	商品ファンド出資 先物取次	50,000 10,933	投資有価証 券 預り証拠金	104,011 97,067

(注) 1. 上記金額には消費税等を含めておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,901円40銭
2. 1株当たり当期純損失 875円58銭



⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	2,655%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	320%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	312%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	43%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	52%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	129%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	138%

#### 4. 追加開示情報

##### ① 会社名等（平成 20 年 6 月 30 日現在）

商品取引員名	株式会社ハーベスト・フューチャーズ
代表者名	代表取締役 岡本 昭
所在地	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 11 番 14 号（〒150 - 0002）
電話番号	03 - 3407 - 8271（代）
ホームページ	<a href="http://www.harbest.co.jp/">http://www.harbest.co.jp/</a>

##### ② 役員の状況（平成 20 年 6 月 30 日現在）

役名及び 職名	氏名 生年月日	持株数
代表取締役 (非常勤)	岡本 昭 昭和 2 年 5 月 28 日	千株 37
取締役 社長	姫野 健一 昭和 38 年 2 月 21 日	66
取締役 (非常勤)	岡本 安明 昭和 31 年 8 月 25 日	54
取締役 (金融事業本部長)	菅野 逸夫 昭和 30 年 1 月 19 日	36
取締役 (非常勤)	鎌倉 鐵治 昭和 13 年 1 月 26 日	6
監査役	宮城 一男 昭和 33 年 5 月 23 日	49
監査役 (非常勤)	岡本 みどり 昭和 39 年 5 月 28 日	5
監査役 (非常勤)	山西 征治 昭和 16 年 5 月 24 日	0
計	7 名	255

- (注) 1. 取締役のうち、岡本安明氏及び鎌倉鐵治氏は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、岡本みどり氏及び山西征治氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
3. 持株数の千株未満は切り捨てて表示しております。

##### ④ 子会社の状況（平成 20 年 6 月 30 日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Harbest Fund Management, Ltd.	250 米ドル	100%	匿名組合の管理運営

- (注) 1. 株式会社グッドベストは平成 20 年 5 月 26 日に株式譲渡（100%）したため、子会社及び関連会社でなくなりました。

⑤受託業務管理規則（平成20年7月14日現在）

第1章 総則

（目的）

第1条 この受託業務管理規則（以下「本規則」という。）は、株式会社ハーベストフューチャーズ（以下「当社」という。）の適正な受託業務を確保するために、受託業務に係る諸手続を定めるとともに、受託業務に係る社内管理体制の整備及びその適正且つ公正な運営に必要な事項を定めるものである。

（制定及び改廃）

第2条 本規則の制定及び改廃は、取締役会決議をもってこれを行うものとする。

第2章 管理体制

（管理体制）

第3条 本社に管理部を置く。

（管理部）

第4条 管理部に以下の者を置く。

（1）部長（管理本部長を含む）・次長

（2）部員（課長その他の役職を含む）

2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。

3 管理部長の職務は、以下のものとする。

（1）管理部組織体制の統括管理

（2）顧客及び顧客の取引に関する統括管理

（3）登録外務員の監督・教育・指導

（4）顧客の審査

（5）顧客満足度の把握

（6）問い合わせ・苦情等に対する対応・処理

4 管理部次長は、管理部長が存しない場合には前項の職務を果たすものとし、管理部長が存する場合には、管理部長の職務を補佐するものとする。

5 管理部員は、管理部長及び管理部次長の指示に従って、営業の管理を行うものとする。

（管理部員）

第5条 管理部員の職務は以下のものとする。

管理部長の職責を補佐する。

（総括管理責任者等）

第6条 当社に、以下の総括管理責任者等を置く。

（1）総括管理責任者

（2）副総括管理責任者

（3）統括管理責任者

（4）副統括管理責任者

（5）顧客管理者

（総括管理責任者及び副総括管理責任者）

第7条 当社に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置く。

2 総括管理責任者は、管理本部長とする。

- 3 副総括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 総括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
  - (1)管理の最終責任者として管理体制全体を総括すること
  - (2)本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ最終決定を行うこと
  - (3)原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る最終審査をおこなうこと
  - (4)受託業務に係る管理状況を取締役会に報告するとともに、管理方針の大綱を策定すること
  - (5)営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
  - (6)苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
  - (7)3か月に1回以上受託業務管理者会議を開催し、主催すること
  - (8)この規則に違反した者に対する社内制裁に関して賞罰審議会を通じて取締役会に対して意見を具申すること
  - (9)広告の審査
- 6 副総括管理責任者は、総括管理責任者に事故があり又は不在等により職務を果たすことができない場合に、総括管理責任者の職務及び権限を代行することができる。但し第5項第3号の代行については、速やかに総括管理責任者の審査を受け承認を得るものとする。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

第8条 本会社に、統括管理責任者及び副統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、本社管理部長又はそれに準ずる者とする。
- 3 副統括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 統括管理責任者及び副統括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 統括管理責任者及び副統括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
  - (1)管理の責任者として管理体制全体を統括すること
  - (2)本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ決定を行うこと
  - (3)通常審査の最終審査を行なうこと
  - (4)営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
  - (5)苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
  - (6)広告の審査

(顧客管理者)

第9条 本社の管理部に、顧客管理者を置く。

- 2 顧客管理者は、管理部員の中から、統括管理責任者が指名するものとする。
- 3 顧客管理者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4 顧客管理者の職務は、以下のとおりとする。
  - (1)顧客の適格性に関する第一次審査
  - (2)前号の審査の結果適格性を有すると判断した者について、統括管理責任者への報告及び資料送付
  - (3)顧客からの苦情等への対応及びその対応結果の統括管理責任者への報告
  - (4)その他顧客の満足度に係る事務

### 第3章 顧客の勧誘

(適正な勧誘の遂行)

第10条 顧客管理者は、登録外務員の顧客に対する勧誘状況を常時監視し、登録外務員の指導を徹底して適

正な勧誘が行われるようにしなければならない。

(顧客への告知)

第11条 登録外務員は、勧誘に先立って、顧客に対して、当社の商号、部店名、登録外務員の氏名及び商品先物取引についての委託の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか否かを予め確認しなければならない。

2 登録外務員は、前項の告知の記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所、告知した登録外務員の氏名等を当社所定の「告知記録書」に記入しなければならない。

3 顧客管理者は、「告知記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但し、契約締結に至らなかった顧客の「告知記録書」については、この限りではない。

(勧誘を受ける意思の有無の確認)

第12条 登録外務員は、前条第1項の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか、否かを予め確認しなければならない。

2 登録外務員は、前項の意思確認の記録として、確認した顧客の氏名、確認した日時・場所、確認した登録外務員の氏名等を当社所定の「意思確認記録書」に記入しなければならない。

3 顧客管理者は、「意思確認記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但し、契約締結に至らなかった顧客の「意思確認記録書」については、この限りではない。

(再勧誘の禁止)

第13条 登録外務員は、勧誘を明確に断った者に対しては、継続し又はその後勧誘を行ってはならない。

2 顧客管理者は、提出された「意思確認記録書」中の、勧誘を明確に断った者について「勧誘拒否者リスト」により登録外務員に徹底しなければならない。

3 登録外務員は、自己の勧誘に係ると否とにかかわらず、「勧誘拒否者リスト」に掲載された者に対しては、その方法を問わず再勧誘をしてはならない。

(迷惑な勧誘行為の禁止)

第14条 登録外務員は、午後10時から午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間、場所及び方法により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合は、この限りではない。

2 登録外務員は、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行い又は顧客に対し威迫し、困惑させ若しくは不快・不安の観念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。

3 前項にいう「長時間に亘る勧誘」とは、1回当たり3時間を目安とする。

(法定禁止行為の監視)

第15条 登録外務員は、勧誘に際して法定禁止行為を行ってはならない。

2 顧客管理者は、登録外務員が断定的な判断を提供し又は利益保証・損失補填の約束をするなど新規参入の勧誘に際しての法定禁止行為が行われないよう登録外務員を常時監視するとともに、その指導を徹底しなければならない。

#### 第4章 適格性の審査手続

(口座開設申込書)

第16条 登録外務員は、顧客に対して、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下の事項について、当社所定の「口座開設申込書」により情報の開示を求め、審査のために顧客管理者に提出しなければならない。

2 「口座開設申込書」の記載事項は以下のものとする。

(1)個人について

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 年齢
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 家族構成
- ⑦ 住居の所有形態

(2)職業について

- ① 会社名
- ② 会社住所
- ③ 会社電話番号
- ④ 役職
- ⑤ 業種
- ⑥ 勤続年数

(3)資金等について

- ① 年収
- ② 金融資産
- ③ 投資可能資金額

(4)商品先物取引の経験について

(5)その他の投資経験について

(6)受託契約を締結する目的について

(7)個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、原本の提示を求めた上でその写しの提出を受けるものとする。

- 3 前項における「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等(取引証拠金、追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金など取引に必要となるすべての証拠金)として差入れが可能であると顧客が判断する資金の総額であり、その額は損失が発生したときは減額されるものとし、登録外務員はこの旨を顧客にわかりやすく説明し、十分な理解を得た上で申告を受けるものとする。
- 4 法人名義口座の本人確認書類は、法人代表者の前項(7)の書面のいずれかと当該法人の登記簿謄本、代表者登録印鑑証明書とする。但し、代理人を定めたときは、これらの書面に加え、代理人の(7)の書面のいずれかと代表者の署名・捺印がある当該法人の委任状の提出を受けるものとする。
- 5 顧客管理者は、第20条に定める原則不適格者の契約申込を審査するために、第21条第2項に定める書面は登録外務員を通じて徴求しなければならない。
- 6 登録外務員は、顧客による「口座開設申込書」の記入に際して、顧客を誘導してはならない。

(審査の手続)

第17条 顧客管理者は、前条に基づき「口座開設申込書」の提出を受けたときは、速やかに当社所定の「顧客カード」を整備しなければならない。

- 2 顧客の審査は、営業部門から独立した三審制によるものとする。
  - (1)一次審査は、顧客管理者が行う。
  - (2)二次審査は、一時審査で適格と判断された顧客について、統括管理責任者が行うものとし、最終審査とする。但し、例外的措置等をとる場合は三次審査に回付する。
  - (3)三次審査は二次審査で例外的措置が必要と判断された顧客について統括管理責任者が行うものとする。
- 3 前項の審査は「顧客カード」に基づいて第19条～22条に定める基準に従って行うものとし、審査を行った者

は、適否の判断根拠を含めた審査結果をそれぞれ「顧客カード」に記入しなければならない。

- 4 顧客管理者は、「顧客カード」に記載された情報を最新の内容に保つために、面会又は電話等により直接に情報を入手しあるいは登録外務員から適宜状況を聴取し、当該結果を顧客カードの属性変更欄に記載するものとする。
- 5 統括管理責任者は、審査の結果(審査により設定された受託条件や取引制限等がある場合にはその条件や制限等を含む)を顧客に対して通知するものとする。

(顧客情報の管理)

第18条 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、総括管理責任者が取引終了後7年間保存するものとする。また、契約締結に至らなかった顧客の情報については、審査後7年間保存するものとする。

- 2 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報保護規程」に従って管理されなければならない。

## 第5章 審査の基準

(絶対不適格者)

第19条 当社は、以下の者を絶対的不適格者とし、いかなる事由があろうとも勧誘及び受託を一切行わないものとする。

- (1) 委託の勧誘を受けることを拒否する旨を明確に示した者
- (2) 商品先物取引に関わる知識、締結する目的又は判断能力等の適合性に欠ける以下の者
  - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
  - ② 精神障害、知的障害及び認知症状が明確に認められる者
  - ③ 知識及び特性の認識を著しく欠く者
- (3) 取引資金に適合性を欠く以下の者
  - ① 生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 借入によって取引を行なおうとする者
- (4) 過去に商品取引事故を恣意的に惹起し若しくは惹起する恐れがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
- (5) 75歳以上の高齢者
- (6) 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある者
- (7) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役職員又はその者と生計を一にする者
- (8) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者)

第20条 以下の者を原則不適格者とし、当社は原則として勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 70歳以上の高齢者
- (2) 以下の法人又は財団等において金銭又は有価証券等の取扱いに係わる者(以下「公金取扱者等」という。)
  - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関
  - ② 国・地方公共団体及びその他の公益機関
  - ③ 会社・法人等(経理担当者その他直接に金銭又は有価証券等を取り扱う者に限る)
- (3) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(以下「年金等生活者」という)但し、

「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう

- (4) 年収が500万円に満たない者
- (5) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者
- (6) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
- (7) その他、前記各号に準ずる者

(原則不適格者の例外的取扱)

第21条 前条に該当する者から委託の申込があった場合には、以下の要件を満たす者については、第17条第2項第3号に定める審査によって勧誘又は受託を認めることがある。

- (1) 70歳以上の高齢者については、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験(直近の3年以内に延べ90日以上)があると認められ、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることが客観的に確認できること
  - (2) 公金取扱者等、年金等生活者及び年収500万円未満の者については、顧客が申告した投資可能資金額を裏付ける資産を有していることが客観的に確認できること
  - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者については、新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない額であり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有すること。
  - (4) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、それに支障のないことが客観的に確認できること
- 2 前項(1)号乃至(4)号の者に勧誘又は受託が認められるためには、前項各号の要件を満たすことに加えて、以下の内容を自筆で記載した書面が提出されていなければならない。
- (1) 自己が前条の原則不適格者に該当する者であることを承知しており且つその趣旨を理解しているとともに、この例外要件を自ら満たすことについて確認している旨
  - (2) 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限枠を設定する場合には、その枠内で取引することを承諾する旨

(継続委託者の適格性について)

第22条 当社は、取引期間中に顧客が第19条又は第20条に該当することとなり又は該当していることが判明した場合には、以後の新たな取引を受託しないものとし、顧客管理者は取引を速やかに解消するよう努めなければならない。但し、第20条に該当することとなり又は該当していることが判明した者であって取引の継続を希望する者については、前条の審査基準を適用して取引の継続を認めることができる。

## 第6章 契約時の説明と確認

(説明義務)

第23条 顧客管理者は、登録外務員が商品先物取引の基本契約の締結を勧誘する際には、「受託契約準則」、「取引証拠金取扱特約」及び「商品先物取引-委託のガイド」を交付し、証拠金等に関する取扱特約等があれば、これらを用いて、第2項の(1)及び(2)を説明し、理解の確認を書面により行ったうえで、その後に第2項(3)及至(5)を説明し、その理解の確認を書面により行う。また、「リスク・マネジメント」その他当社所定の説明資料を勧誘に先立ってその勧誘を受ける者に交付するよう徹底しなければならない。

2 顧客管理者は、登録外務員が前項に定める書面の記述や図面の該当箇所を示し且つ具体例も示しながら、勧誘を受ける者が以下の全てについて理解するのに十分な説明を行うよう常時監視するとともに、日常の指導を徹底しなければならない。

- (1) 商品先物取引では、総取引総代金が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の変動幅が小



さくても取引全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引である旨

(2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金等の額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨

(3) 手数料及び消費税並びにその徴収時期及び方法

(4) 取引証拠金等の制度の内容及び習熟期間における取引証拠金取扱特約等があればその内容について

(5) その他「委託のガイド」に記載された商品取引所法第217条第1項第3号及び第4号(同法施行規則第104条に定める事項)に定める事項

(確認)

第24条 登録外務員は、前条の定めに従った書面の交付及び説明の理解状況を確認するために、勧誘を受けた者に「口座開設申込書」にその旨を記載してもらった上で交付を受け、顧客管理者に提出しなければならない。

2 顧客管理者は、前項に基づいて提出された「口座開設申込書」の当該箇所を確認するとともに、正確を期すために必要な場合には、「口座開設申込書」に記入した者に対して、電話等により更に確認しなければならない。

3 本条第1項における「口座開設申込書」は、顧客の適格性を判断するために用いられなければならない。

## 第7章 契約の締結

(審査と取引の開始)

第25条 顧客管理者は、第17条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査の結果の通知を受ける前に、約諾書を徴求したり、取引証拠金等の預託を受けたり、注文を受けないよう登録外務員に徹底しなければならない。

2 前項を実施するにあたっては、顧客の要望等は一切考慮してはならないものとする。

3 勧誘過程において顧客が適格性を有しないと判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする

(契約及び受注)

第26条 商品先物委託契約は、第17条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査の結果を顧客に通知した後に、当該通知内容を承諾した顧客からの約諾書の差入れを受けることより成立するものとする。

2 委託契約の成立後の建玉については、取引証拠金等の入金又は入券の確認後に行うものとする。

## 第8章 新規顧客の保護育成

(新規顧客の定義)

第27条 以下の者を、「新規顧客」とする。

(1) 商品先物取引の未経験者

(2) 当社及び他社での商品先物取引の経験が、口座開設申込書の受領前3年以内に延べ3カ月に満たない者

2 顧客管理者は、前項の経験の有無等に関する第一次審査を口座開設申込書の記載及び登録外務員への事情聴取等により行い、その結果を統括管理責任者に報告をするものとする。

3 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、前項の手続により審査して最終的に「新規顧客」に該当するか否かを決定するものとする。

4 第2項及び前項の判断については、統括管理責任者は「新規顧客簿」にその審査記録についてその根拠を含めて記入し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録につい

ては、この限りではない。

(保護育成措置)

第28条 当社は、「新規顧客」について、その育成と保護の徹底を図るため、次条から第32条に掲げる措置及び別に定める保護措置を講ずるものとする。

(習熟期間の設置)

第29条 当社は、「新規顧客」が取引の仕組みや危険性等について、実際の取引を通じて理解を深めて習熟するために、取引の開始から原則として3カ月間の習熟期間を設けることとする。

- 2 前項にかかわらず、当社は、直近の3年以内に延べ90日間にわたり商品先物取引の経験がある「新規顧客」についても、習熟期間を3カ月未満に設定することができる。
- 3 前項の設定の可否に係る審査は、総括管理責任者が、口座開設申込書の記載、登録外務員への事情聴取及び「新規顧客」への確認等により商品先物取引の経験を確認した上で行うものとする。
- 4 総括管理責任者は、前項の審査の根拠及び結果を「新規顧客簿」に記録し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録については、この限りではない。

(習熟期間の解除又は延長)

第30条 顧客管理者は、習熟期間満了予定の顧客につき、取引に十分習熟したものと別に定める習熟期間解除基準に従って客観的に判定したときは、当該期間満了日をもって習熟期間の解除を統括管理責任者に求めることができる。

- 2 前項の申請は、当該顧客が自筆で記入した当社所定の申請書により行うものとする。
- 3 統括管理責任者は、申請があった顧客が取引に十分習熟したものと客観的に判定したときは、習熟期間を解除することができる。
- 4 統括管理責任者は、当該顧客に対して習熟期間の解除又は不解除についての審査結果とその理由、及び条件が付された場合はその事由と内容を通知するものとする。

(習熟期間中の取引資金制限)

第31条 当社は、「新規顧客」が適正な資金によって習熟目的を実現するために、習熟期間中においては、以下のように取引資金の制限を設けることとする。

- (1) 習熟期間中の顧客から取引のために預託を受ける取引本証拠金の総額は、投資可能資金額の三分の一を超えてはならない。
  - (2) 前号の基準となる投資可能資金額とは、第16条第3項で規定する額であり取引によって発生した損失(値洗いを含む)の通算額は当該投資可能資金額から控除したうえで累積の手数料及び消費税額を控除した額をいう。
- 2 習熟期間中における投資可能資金額の増額変更は認めない。
  - 3 委託者から取引制限を越える取引を求められた場合には、商品先物取引に習熟していること、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、及びその例外要件を理解しているとともに自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受け、当該委託者が商品先物取引に習熟しているかを客観的に判断したうえで、総括管理責任者の最終判断で承認された場合に限り(1)の投資可能資金額の三分の一を超える取引量を受託することができる但し投資可能資金額を超えてはならないこととする。

(習熟期間中の保護育成)

第32条 顧客管理者は、「新規顧客」が習熟期間中の実践的な取引を通して、取引の仕組みやリスク、損益や取引資金の計算方法及び売買の手法等の理解を深め、適正な資金の範囲内で自らの判断と責任において取引をするよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。

- 2 顧客管理者は、習熟期間中は原則として月1回(合計3回)の顧客面談等により、以下の各号についての理解度確認調査を行うとともに、理解不足の事項については、補足説明をして理解させなければならない。

- ①. 「受託契約準則」及び「商品先物取引—委託のガイド—」の内容についての理解状況
- ②. 損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解状況
- ③. 取引資金の状況把握及びその計算方法の理解状況
- ④. 売買報告書等の見方の理解状況
- ⑤. 予測が外れた場合の対処方法と資金繰り、価格変動に伴うリスクの増幅・縮小の具体的な理解状況
- ⑥. 自己責任原則の理解状況
- ⑦. その他前記各号に準ずる事項

## 第9章 習熟顧客の取引管理と事故防止

### (売買状況の管理)

第33条 顧客管理者は、習熟期間終了後の顧客(以下「習熟顧客」という。)について、その売買内容、建玉内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等の取引状況を常に監視し、顧客の健全な取引の維持を図るために登録外務員を指導するものとする。

- 2 顧客管理者は、定期残高照合回答書等が顧客から適宜回収されるよう登録外務員を指導しなければならない。
- 3 顧客管理者は、前項の定期残高照合回答書等に顧客の疑義、不満等が示された場合速やかに事実関係を確認し、必要に応じて統括管理責任者と協議して対処しなければならない。

### (取引資金の適合性管理)

第34条 当社は、習熟顧客に取引資金に適合した健全な取引の維持を図るために、以下のように取引資金の制限を設けるものとする。

- (1) 顧客から取引のために預託を受ける取引証拠金等の実質総額は、原則として投資可能資金額を超えないものとする。
- (2) 75歳以上の高齢者、年金等生活者及び年収500万円未満の者を除く原則不適格者たる顧客が投資可能資金額の増額変更を希望する場合には、顧客管理者及び統括管理責任者は、顧客自筆の変更申出書とともに、知識及び資産の客観的な裏付け資料を当該顧客から徴するなどして、取引規模に応じた適格性の確認を行い、統括管理責任者に提出しなければならない。
- (3) 投資可能資金額の増額変更は、統括管理責任者が可否を決定するものとする。
- (4) 投資可能資金額を超える入金がある場合には、統括管理責任者が可否を決定するものとする。
- (5) 統括管理責任者は、前2号の審査結果(条件等が付された場合はその条件等を含む)を当該顧客に通知して確認しなければならない。
- (6) 顧客管理者は、前号の通知及び確認の前に、投資可能資金額を超える取引を顧客に行わせてはならない。

### (売買注文等の指示時における意思確認)

第35条 顧客管理者は、顧客の売買注文等の意思確認及びその注文執行の報告等につき、登録外務員に業務日誌への記帳を徹底させなければならない。

- 2 顧客管理者は、注文執行の報告及び管理上特に重要と判断する顧客からの指示や顧客への報告等について、登録外務員に会話を録音し記録するよう指示するものとする。
- 3 顧客管理者は、前2項の業務日誌及び電話録音記録を5年間保管しなければならない。
- 4 顧客管理者は、商品取引所法令で勧誘を禁止される両建を顧客から受託するときは、当該顧客自身の判断に基づく委託である旨の自筆の申出書を徴しなければならない。

### (不正資金の流入防止)

第36条 当社は、公金等取扱者の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 公金等取扱者等の取引証拠金等の実質的な預託額が習熟期間における投資可能資金額の三分の一又は習熟認定後の投資可能資金額を超えることが予測される場合には、顧客管理者は当該顧客と面談し、客観的な裏付けをもって取引資金の内容を確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金である旨の自筆の申出書を徴した上で統括管理責任者に報告するものとする。

(2) 受託の継続及び習熟後の投資可能資金額の増額の可否については、前号による報告を受けた統括管理責任者の申請に基づき総括管理責任者が決定するものとする。

(3) 本項第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金及び入金に係わる売買注文を受けないものとする。

2 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、前項を適用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

第37条 公金取扱者等の取引又は前条第2項に該当する取引において以下が認められるときには、顧客管理者は不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開始するものとする。

(1) 前条第1項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の申込があったとき

(2) 前条第1項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき

(3) 1回の入金額が、年収相当額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき

(4) 入金頻度や入金経路等、入金状況に疑念がある場合

2 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、顧客管理者が当該顧客と面談して、以下のように対応するものとする。

(1) 面談においては、当該顧客からの投資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。

(2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない事情についてさらに調査を進め、資金の解明を図るものとする。

(3) この調査にあたっては、登録外務員からも事情聴取するものとし、登録外務員は調査に協力しなければならない。

3 顧客管理者は、本条第1項の調査結果を遅滞なく統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はその報告を速やかに総括管理責任者に伝えるものとする。

4 不正資金の流入防止に係る調査の結果に基づき、当社は以下の措置をとるものとする。

(1) 当該顧客が取引資金の裏付となる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けけないものとする。

(2) 顧客管理者は、仕切りに係る取引を除き、以後の勧誘・受託を登録外務員に行わせてはならない。

5 第2項の調査をしたときは、顧客管理者は記録を作成し、10年間これを保存するものとする。

6 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、顧客管理者は、当該顧客に対し速やかに取引を決済するように要請するとともに、その後の入金を取り扱わないよう登録外務員に徹底しなければならない。

(事故予防)

第38条 顧客管理者は、以下の場合においては、顧客及び登録外務員に確認して事実関係を把握しなければならない。

- (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
  - (2) 日常の監視により取引に疑念を抱いたとき
- 2 前項において苦情等を認識した場合に、顧客管理者は、苦情等処理規定に基づき速やかに統括管理責任者取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
  - 3 統括管理責任者は、前項の苦情等処理規定に基づき、主務大臣への「事故報告書」を提出しなければならない。

## 第10章 取引証拠金等

### (取引証拠金等に係る措置)

第39条 当社は、取引証拠金等について以下のとおり定める。

- (1) 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額とする。
  - (2) 習熟期間中の取引証拠金等については「取引証拠金取扱特約」において定めるものとする。但し、新規顧客に該当しない者で当社が経験ありと明確に判断できる者は除く。
  - (3) 取引証拠金等については原則として「直接預託」を採用する。但し差換預託をする場合には、「差換預託に係わる同意書」を顧客から徴するものとする。
  - (4) 追証が発生した場合の追徴額は、原則として「受託契約準則が定める額の最低額」とする。但し、追徴額については当社の裁量で「値洗いマイナス分」とすることができる。
- 2 顧客管理者は、前項の内容について顧客に十分且つ適切に説明するよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。
  - 3 統括管理責任者は、取引証拠金等に係る内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

### (取引証拠金等の返還)

第40条 当社は、返還可能額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、原則として4営業日以内に返還するものとする。但し、「取引証拠金取扱特約」に定めた習熟期間準備証拠金を除く。

- 2 前項の請求を受けたとき、顧客管理者は、顧客の意思に反して返還を遅延し又は回避するための勧誘や説得を登録外務員に行わせてはならない。

### (追証証拠金等追加徴収に係る措置)

第41条 顧客管理者は、取引証拠金、取引追証証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の入金について商品取引所法令が定める入金期日を厳守させるよう営業外務員に指導を徹底しなければならない。

- 2 前項の未徴収又は未収金の回収責任者は、預託が必要となった時点における顧客管理者及び登録外務員とし、これらの者は、当該顧客並びに統括管理責任者と協議して適切且つ迅速な回収に努めなければならない。

### (委託者との入出金に係る管理措置)

第42条 委託者との間の入出金は、原則として振込により行うものとする。なお、やむを得ず現金等の授受を行う場合には統括管理責任者が委託者ごとにその必要性について個別に審査したうえで判断するものとする。

- 2 取引証拠金等を現金又は有価証券等の現物で受領する場合には、あらかじめ金額等を記載した当社所定の「取引証拠金預り証」の交付と同時に行うものとする。
- 3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、顧客管理者は当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について照合確認を行うものとする。
- 4 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者の承認を得るものとする。

## 第11章 委託手数料

(委託手数料額)

第43条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。

- 2 顧客管理者は、登録外務員が取引開始前に当社所定の手数料表を顧客に交付し、委託手数料額並びにその徴収時期及び方法について顧客の理解を得るよう十分に説明するよう徹底しなければならない。

(委託手数料の変更に係る措置)

第44条 統括管理責任者及び顧客管理者は、委託手数料の額や徴収方法等に変更があった場合には顧客に周知せしめることとする。

## 第12章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

第45条 登録外務員は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法令、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)を行ってはならない。

- 2 顧客管理者は、日々の営業活動を通じて、登録外務員が禁止行為を行わないよう教育、監視及び指導を徹底しなければならない。
- 3 顧客管理者は、禁止行為が行われている疑いがあるときは、顧客との面談及び登録外務員からの事情聴取などにより速やかに事実確認を行い、禁止行為が認められた場合にはその旨を総括管理責任者に報告をしなければならない。
- 4 総括管理責任者は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底を図るものとする。

(制裁)

第46条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、就業規則第44条により懲戒に処す。

(付則)

- 1.本規則は平成17年8月1日より実施する。
- 2.この改正は平成18年2月1日より実施する。
- 3.この改正は平成18年7月3日より実施する。
- 4.この改正は平成19年1月29日より実施する。
- 5.この改正は平成19年9月28日より実施する。
- 6.この改正は平成20年1月4日より実施する。
- 7.この改正は平成20年6月2日より実施する。
- 8.この改正は平成20年7月14日より実施する。

2008年ディスクロージャー誌訂正について

2008年ディスクロージャー誌24頁の「苦情、紛争、訴訟に関する事項(a)顧客等が提起したもの」の表中で1箇所訂正がございましたので下記の太字のように訂正致します。

苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 18件	9件	<b>0件</b>	1件	5件	1件	2件
前年度から継続している案件の件数 42件	0件	1件	20件	9件	0件	12件
合計 60件	9件	1件	21件	14件	1件	14件